

## 「学会改革検討委員会」報告書

2009年9月24日

### 1. 経緯

2007年10月5日の国際法学会理事会において、国際法学会の「1000人体制」を踏まえて改革を進めるために学会改革検討委員会の設置が承認された。その任務は、①短期的には、現在までに行われてきた改革を一般会員にいかに関知させるか、また、現行規則の枠内でさらにどのような改革ができるか、②中長期的には、法人問題や財政問題など、将来の学会のあり方をどのように構想するか、という2点にある。

委員は、理事長の指名により、大森正仁、大矢根聡、古城佳子、小寺彰、坂元茂樹、高村ゆかり、道垣内正人、西海真樹、薬師寺公夫、柳原正治各会員の10名とされ、柳原正治が委員長とされた。なお、同じく理事長の指名により、顧問として、松井芳郎、奥脇直也各名誉理事の2名も加わることとされた。

委員会は6回にわたり会合を開催し、検討を行った。その中間的な検討結果については、2008年5月9日開催の理事会に報告され、その概要は、5月10日開催の評議員会・総会においても報告された。

中間報告書は、2008年6月2日付で国際法学会のホームページに掲載され、広く一般会員からのコメント・提言を呼びかけた。その結果として、2008年7月26日付で、「理事および評議員の選出に関する内規」4条1項但し書き(評議員・理事の4選禁止)の厳守を求める、島田征夫会員を始め総計11名の会員連名の提案が当委員会に寄せられた。また、2008年12月30日付で、学会の活性化のためにいくつかの具体的なプランを提示する、大沼保昭会員の提言が寄せられた(これらの文書については、本報告書末尾に付属文書として掲げた)。

また、2008年10月12日の国際法学会秋季研究大会の折の昼休み時間に、とくに若手会員から直接意見を聞く場として、国際関係法教育検討委員会および法人問題検討委員会との合同で、「パブリック・フォーラム」を実施した。このなかでは、研究大会開催時の託児所の設置を含む男女共同参画問題、学会執行部についての世代交代の必要性、新司法試験への対応、日常的な研究活動の推進のための方策、4選禁止問題などの諸問題が提起された。

これら一般会員からの提言・コメントをも参考にしつつ、当委員会で検討を重ねた結果が、本報告書である。

### 2. これまでの「学会のあり方」の検討の経緯

2001年以降に限ってみても、学会のあり方をどのように構想するかについての検討委員会、ワーキング・グループが3つ設置されている。それぞれの検討結果の概要は以下の通りである。

(1)2003年8月10日「国際法学会の今後の組織・運営のあり方に関する委員会(通称「あり

## 方委員会」報告書」

この委員会は、財団法人の法人格を維持すべきか否かの検討を中心的課題として設置された。結論としては、法人格の維持は可能であると判断し、以下の3点について早急に対応することを提案した。①評議員の選挙方法をシンプルにすることを提言する、②事務局体制について業務委託を提案する、③理事会と評議員会の関係については継続審議とする。

### (2)2004年9月11日「組織検討委員会ワーキング・グループ検討結果報告」

このWGは学会の組織のあり方について検討し、以下の3点についての提言を行った。①評議員と理事の兼任を原則として禁止する。ただし、理事長、常務理事および監事は例外とする、②評議員選挙の郵便による実施は、財政的な問題があること、効果に疑問があることから見送りとする、③業務委託を導入する。

### (3)2007年3月10日「法人化対策ワーキング・グループ会議」

このWGは、新法人制度への移行問題について当面どのように対処するかについて検討することを目的として設置された。2008年春に新法人制度についてのガイドラインが出そろったところで、どのように対処するかについての本格的な検討を始めることが確認された。

## 3. 研究大会についての近年の改革の概要

研究連絡委員会は、年2回開催される研究大会の企画実施について責任を負っており、一方で、会員全体の研究意欲を刺激するようなプログラムを企画するとともに、他方で、意欲的な研究が適時に研究大会で発表できるように、心掛けてきた。この2つの要請は、相互に矛盾するものではなく、タイミングよく個別の研究成果を掘り起こすことができれば、会員全体の研究意欲を刺激することが可能になる。

報告者の選定を含めて、研究大会の運営方法についても、こうした要請の実現を目指すべく、近年においては、以下のような改革を実行してきている。

- ①分科会の設置(2001年秋季大会から実施)
- ②昼休み企画の実施(2005年秋季大会で実施)
- ③ゲスト報告者制度(2007年秋季大会で実施)
- ④報告者公募制度(2009年秋季大会から試行として実施予定)

## 4. 雑誌編集についての近年の改革の概要

国際法外交雑誌の編集については、会員へのアンケートや理事会での数次の議論を経て、以下のような改革を実行してきている。

- ①101巻(2002年度)から年6号発刊から年4号発刊に変更した(サイズの変更、横書き)。
- ②投稿制・レフェリー制の導入(2005年から実施)。『国際法外交雑誌』への投稿規定、『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規定および『国際法外交雑誌』執筆要領は国際法学会ホームページに掲載されている。106巻(2007年度)については、掲載された論文のうち1編、研究ノート1編、紹介4編の計6編が投稿原稿である。107巻(2008年度)については、掲載された研究ノート1編、紹介1編の計2編が投稿原稿である。

③新コラム「書評論文」の設置(105巻(2006年度)から掲載)。105巻については2編、106巻については1編が掲載された。

## 5. 国際交流についての近年の活動の概要

2001年に発足した国際交流委員会は、外国人学者を研究大会に招聘したり、海外の学会との交流の窓口になること等を任務としてきた(前者は、現在では、研究連絡委員会の担当になっている)。最近における国際交流委員会の主要な活動は以下のとおりである。

①2003年10月、国際法学会の秋季大会は、国際シンポジウム「多様性の中の統一性：アジアからみた21世紀の国際法」として、名古屋大学で2日間にわたり開催された。このシンポジウムの企画・実行に国際交流委員会として貢献した。

②2006年6月、ニュージーランドのウェリントン(ヴィクトリア大学ウェリントン)で、米国、カナダ、豪州・ニュージーランド、日本の4学会国際会議(第1回)が開催され、各学会から、公募に基づき選ばれた4人ずつの報告者が参加した。

③2007年8月、国際シンポジウム「慣習国際人道法東京セミナー：新たな展開と挑戦」を東京で開催した。赤十字国際委員会(ICRC)、外務省および国際法学会の共催、日本赤十字社の後援で開催され、国際法学会の会員ほか多数の関係者の参加を得た。

④2008年9月、4学会国際会議(第2回)が、カナダのエドモントン(アルバータ大学)で開催され、第1回と同様、各学会から、公募にもとづき選ばれた4人ずつの報告者が参加した。第3回の会議は、2010年8月に日本において開催される予定である。

## 6. 理事・評議員制度

### (1)理事・評議員選任制度の検討の経緯

①1993年秋の理事会において、理事・評議員の総数の変更を決議した。しかし、文部省が寄付行為の改正を承認しなかったため、1994年春の理事会において、現行方式を踏襲するとともに、理事・評議員の4選禁止条項(4条1項但書)を含む「理事および役員を選出に関する内規」を可決し、これは評議員会および総会に報告された。

②1999年秋の理事会において、4選禁止条項の適用について、1)当時の理事の最初の任期を3年、6年、9年に分ける案、2)適用停止の案が検討され、2)の案を採用することが決定され、これは評議員会および総会に報告された。

③2001年春の理事会において、4選禁止条項について、評議員・理事の指名制度(選任評議員44名、指名評議員43名、選任理事20名、指名理事19名)を活用して、条項適用の趣旨に即した結果を得られるよう運用上努力し、それが十分でないときに改めて廃止を検討することを決定した(選任評議員・選任理事と指名評議員・指名理事の区別については、「理事および評議員の選出に関する内規」3条1項に規定されている)。すなわち、選任評議員および選任理事については、投票により選任されているということから4選禁止条項を適用せず、指名評議員および指名理事についてのみ適用するという決定である。そして、指名評議員および指名理事については、選挙の結果を踏まえた上で、年代、地域、ジェンダー、所属機関など

の各要素を総合的に勘案して選任することとした。これは、4選禁止条項が適用されると、評議員・理事の半数以上が改選になる見通しとなり、学会運営の継続性からみて望ましくないことからその削除が問題となること、しかし他方、一度も適用しないうちにこの条項を廃止するには忍びず、また、この条項の意図する趣旨自体は妥当である、ということに基づいた決定であった。そして、以上のことは評議員会および総会に報告された。

④2002 年秋の理事会において、4選禁止条項は当面適用しないことを決定し、これは評議員会および総会に報告された。

⑤2004 年秋の理事会において、評議員と理事の兼任を原則として禁止する、ただし、理事長、常務理事および監事は例外とすることを決定し、これは評議員会および総会に報告された。

⑥2008 年秋の理事会において、4選禁止条項は当面適用がないことについての確認が行われ、これは評議員会および総会に報告された。

## (2) 理事・評議員選任についての理事会と評議員会の関係

①寄付行為は以下のように規定している。

「17 条 理事および監事は、評議員会において、評議員の中から、これを互選する。

24 条 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを委嘱する。

25 条 評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、左の事項について助言する。

1. 寄付行為の変更に関すること。

2. 歳入出予算に関すること。

3. 決算および事業執行状況の報告に関すること。

4. その他、理事会において、必要と認められた重要会務に関すること。」

②既述のとおり、理事および評議員の選出に関する内規は、1994 年春の理事会において決定された。この 4 条1項但書では「四期連続して留任することは認めない」と規定しており、理事および評議員の4選を禁止している。しかし、1999 年および 2002 年秋の理事会においてこの4選禁止条項は当面適用しないことが決定された。

③理事の選出は、寄付行為 17 条によれば、評議員会の決議事項である。その点からすると、理事の選出に関する内規、あるいは、内規の一部の適用停止を、理事会単独で決定することができるかという問題があり得る。これについては、評議員会はそもそも助言をする機関である(寄付行為 25 条)ので、内規の作成などの権限は一元的に理事会にあるのであり、さらにまた、理事会の決定の後、評議員会で報告しているので、それにより了承されていると解することができる。理事会が決定した内規により実際に理事を選任する権限は、いうまでもなく評議員会にある。

## 7. 学会の財政状態

### (1) 財務状況について

①国際法学会の財務状況は、平成 18 年度、19 年度、20 年度とも緊縮的な支出の結果、黒字決算となり、平成 20 年度決算では、2,200 万円の繰越金を計上した。

②学会の主な収入は、学会員からの会費収入と『国際法外交雑誌』の販売収入からなるが、学会費の納入率が平成 18 年度までは約 80%であり、他学会に比べても低かったので、平成 19 年度は納入率を上げるよう学協会サポートセンターとともに取り組み、結果として納入率を約 88%までに上げることができた。平成 20 年度の納入率は約 94%である。

③『国際法外交雑誌』の販売収入は、外務省の買い上げ(110 万円)と有斐閣の販売(200 万円)に依っている。外務省の買い上げ冊数は減少傾向にあり、この収入分について恒常的な収入と考えることはできない。また、有斐閣の販売額は頭打ちであり、収入の拡大は見込めない。

④収入では、平成 18—20 年度とも、科学研究費の刊行助成(200 万円、210 万円、210 万円)を獲得することができたことが大きい。また、平成 21 年度および 22 年度については、それぞれ 130 万円の補助が決定している。

## (2) 課題

①収入面では、科学研究費の刊行助成、外務省の買い上げ、有斐閣の販売が占める割合を無視できないが、どれも今後安定的に得られる収入ではない。つまり、確実な収入源としては会費しかない。実際、納入率が向上したにもかかわらず、学会収入は減額している。会費以外の収入がなくなった場合、現在の緊縮的な支出であっても赤字になることが危惧される。このため、今後の学会運営、事業計画の円滑な実施に備えるため、緊縮的な財政を続けてきている。

②文部科学省の公益法人実地検査では、内部留保率が約 130%あるので適正值(30%)まで下げることが要請された。法人化に備えるとする内部留保を下げる努力をすることが望ましいが、他方、収入源の不安定さから、ある程度の留保を備えておくことも今後の学会の発展のためには必要である。

③以上を考慮して、現在、内部留保をどのように下げていくのがよいのか、その方策を検討中である。

## 8. 法人問題

法人問題については、2008 年 5 月 9 日の理事会において、法人問題検討委員会を正式に設置することが承認されたので、この問題の審議は当該委員会において行われることになった(当該委員会が作成した「国際法学会の法人問題に関する報告書」参照)。

## 9. 今後の課題

①国際法学会はこれまでいくつもの学会改革の方策を実施してきた。しかし、残念ながら、一般会員にかならずしも周知されていない、あるいは十分には活用されていないとみなされる方策も存在する。今後、これらの、もろもろの改革をいかに会員に周知し、活用してもらうか、という点が一番大きな課題である。

②一般会員に情報を迅速に伝達する方策として、「ニュースレター」を定期的に、メールで流すという案が提示された。この案については、ニュースレターの中身をどのようなものとする

か、編集はどこが行うか、メールアドレスの活用のあり方などいくつかクリアすべき問題が残されているものの、実現に向けて検討していくべきであることが確認された。実現の方策としては、国際法学会のホームページに掲載するという案も提示された。

③2008 年秋の研究大会の折に実施したパブリック・フォーラムは、とくに若手会員から学会の現状についての意見・コメントを直接聞くことのできる、貴重な場であった。今後もこのような場を研究大会の昼時間を利用して適宜実施していくことが重要である。

④このパブリック・フォーラムでの議論が一つの契機となって実施されたのが、2009 年春の研究大会における託児所の設置である。2名の会員の利用があった。2009 年秋季研究大会においても設置する予定であったが、インフルエンザ蔓延の恐れのため中止となった。今後こうした試みをどのような形で継続していくかについて検討することが必要である。

⑤従来何度か議論されてきたことであるが、研究大会を大学において実施するのではなく、公共の施設を借りて実施する、いわゆるコンファランス方式を導入するか、また、そのさいに、研究大会を年 2 回でなく 1 回とするか、という点について、なお議論を深める必要があるように思われる。

⑥とくに若手会員の日常的な研究活動を推進するために、学会としてどのようなことができるかという問題については、インタレスト・グループによる活動、地域での研究会の活発化、シニアとの勉強会の定例化などの案が提示された。

⑦国際法学会のホームページ上に、できるだけ多くの一般会員の意見を直接掲載すべきではないかという要望が寄せられた。当委員会では、学会の品位を損なうような意見・コメントも可能性として排除できず、それらを区別して、掲載・不掲載を決定するのはなかなか困難であることなどを理由として、当面そのような措置は執らないことを決定した。今後このような方策を導入するかは、なお検討すべき事柄である。

⑧国際法学会のホームページを充実させる方策について(運営組織のあり方も含めて)検討が必要である。

## 付属文書

1. 学会改革検討委員会中間報告書(2008年6月2日)
2. 学会改革検討委員会に宛てられた提言
  - (1) 島田征夫会員らの提言(2008年7月26日)
  - (2) 大沼保昭会員の提言(2008年12月30日)

## 1. 学会改革検討委員会中間報告書

### 「学会改革検討委員会」中間報告書

2008年6月2日

#### 1. 経緯

2007年10月5日の国際法学会理事会において、国際法学会の「1000人体制」を踏まえて「公平性と透明性」の観点から改革を進めるために学会改革検討委員会の設置が承認された。その任務は、①短期的には、現在までに行われてきた改革を一般会員にいかに関知させるか、また、現行規則の枠内でさらにどのような改革ができるか、②中長期的には、公益法人問題や財政問題など、将来の学会のあり方をどのように構想するか、という2点にある。

委員は、理事長の指名により、大森正仁、大矢根聡、古城佳子、小寺彰、坂元茂樹、高村ゆかり、道垣内正人、西海真樹、薬師寺公夫、柳原正治各会員の10名とされ、柳原正治が委員長とされた。なお、同じく理事長の指名により、顧問として、松井芳郎、奥脇直也各名誉理事の2名も加わることとされた。

委員会は2度にわたり会合を開催し、検討を行った。その中間的な検討結果については、2008年5月9日開催の理事会に報告され、その概要は、5月10日開催の評議員会・総会においても報告された。

ここに、中間報告書としてこれを公表する。今後の委員会の進め方としては、本中間報告書に対して会員からのコメント・提言をいただき、それらをもとにさらに検討を行ったうえで、最終報告書を作成する予定である。この過程で、必要に応じて、とくに若手会員から直接意見を聞く場を設けることも考えられる。

#### 2. これまでの「学会のあり方」の検討の経緯

2001年以降に限ってみても、学会のあり方をどのように構想するかについての検討委員会、ワーキング・グループ(WG)が3つ設置されている。それぞれの検討結果の概要は以下の通りである。

(1)2003年8月10日「国際法学会の今後の組織・運営のあり方に関する委員会(通称「あり方委員会」)報告書」

この委員会は、財団法人の法人格を維持すべきかの検討を中心的課題として設置された。結論としては、法人格の維持は可能であると判断し、以下の3点について早急に対応することを提案した。①評議員の選挙方法をシンプルにすることを提言する、②事務局体制について業務委託を提案する、③理事会と評議員会の関係については継続審議とする。

(2)2004年9月11日「組織検討委員会ワーキング・グループ検討結果報告」

このWGは学会の組織のあり方について検討し、以下の3点についての提言を行った。①

評議員と理事の兼任を原則として禁止する。ただし、理事長、常務理事および監事は例外とする、②評議員選挙の郵便による実施は、財政的な問題があること、効果に疑問があることから見送りとする、③業務委託を導入する。

### (3)2007年3月10日「法人化対策ワーキング・グループ会議」

このWGは、新法人制度への移行問題について当面どのように対処するかについて検討することを目的として設置された。2008年春に新法人制度についてのガイドラインが出そろったところで、どのように対処するかについての本格的な検討を始めることが確認された。

## 3. 研究大会についての近年の改革の概要

研究連絡委員会は、年2回開催される研究大会の企画実施について責任を負っており、一方で、会員全体の研究意欲を刺激するようなプログラムを企画するとともに、他方で、意欲的な研究が適時に研究大会で発表できるように、心掛けてきた。この2つの要請は、相互に矛盾するものではなく、タイミングよく個別の研究成果を掘り起こすことができれば、会員全体の研究意欲を刺激することが可能になる。

報告者の選定を含めて、研究大会の運営方法についても、こうした要請の実現を目指すべく、近年においては、以下のような改革を実行してきている。

- ①分科会の設置(2000年から実施)
- ②昼休み企画の実施(2005年秋季大会で実施)
- ③ゲスト報告者制度(2007年秋季大会で実施)
- ④報告者公募制度(2009年秋季大会から試行として実施予定)

## 4. 雑誌編集についての近年の改革の概要

国際法外交雑誌の編集については、会員のアンケートや理事会での数次の議論を経て、以下のような改革を実行してきている。

- ①101巻(2002年度)から年6号発刊から年4号発刊に変更した(サイズの変更、横書き)。
- ②投稿制・レフェリー制の導入(2005年から実施)(『国際法外交雑誌』への投稿規定、『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規定および『国際法外交雑誌』執筆要領は国際法学会ホームページに掲載)。106巻(2007年度)については、掲載された論文のうち1編、研究ノート1編、紹介4編の計6編が投稿原稿である。
- ③新コラム「書評論文」の設置(105巻(2006年度)から掲載)。105巻については2編、106巻については1編が掲載された。

## 5. 国際交流についての近年の活動の概要

2001年に発足した国際交流委員会は、外国人学者を研究大会に招聘したり、海外の学会との交流の窓口になること等を任務としてきた(前者は、現在では、研究連絡委員会の担当になっている)。最近における国際交流委員会の主要な活動は以下のとおりである。

- ①2003年10月、国際法学会の秋季大会は、国際シンポジウム「多様性の中の統一性：アジ

アからみた 21 世紀の国際法」として、名古屋大学で 2 日間にわたり開催された。このシンポジウムの企画・実行に国際交流委員会として貢献した。

②2006 年 6 月、ニュージーランドのウエリントンで、米国、カナダ、豪州・ニュージーランド、日本の 4 国学会国際会議(第 1 回)が開催され、各国学会から、公募に基づき選ばれた 4 人ずつの報告者が参加した。

③2007 年 8 月、国際シンポジウム「慣習国際人道法東京セミナー:新たな展開と挑戦」を東京で開催した。国際赤十字国際委員会(ICRC)、外務省および国際法学会の共催、日本赤十字社の後援で開催され、国際法学会の会員ほか多数の関係者の参加を得た。

④2008 年 9 月、4 国学会国際会議(第 2 回)が、カナダのアルバータ大学で開催される予定であり、第 1 回と同様、各国学会から、公募にもとづき選ばれた 4 人ずつの報告者が参加する。これについては、第 3 回の会議を開催するかどうか、現在、検討されている。〈2008 年 5 月末現在〉

## 6. 理事・評議員制度

### (1)理事・評議員選任制度の検討の経緯

①1993 年秋の理事会において、理事・評議員の総数の変更を決議した。しかし、文部省が寄付行為の改正を承認しなかったため、1994 年春の理事会において、現行方式を踏襲するとともに、理事・評議員の 4 選禁止条項(4 条 1 項但書)を含む「理事および役員の選出に関する内規」を可決し、これは評議員会および総会に報告された。

②1999 年秋の理事会において、4 選禁止条項の適用について、1) 当時の理事の最初の任期を 3 年、6 年、9 年に分ける案、2) 適用停止の案が検討され、2) の案を採用することが決定され、これは評議員会および総会に報告された。

③2001 年春の理事会において、4 選禁止条項について、評議員・理事の指名制度(選任評議員 44 名、指名評議員 43 名、選任理事 20 名、指名理事 19 名)を活用して、条項適用の趣旨に即した結果を得られるよう運用上努力し、それが十分でないときに改めて廃止を検討することを決定した。すなわち、選任評議員および選任理事については、投票により選任されているということから 4 選禁止条項を適用せず、指名評議員および指名理事についてのみ適用するという決定である。そして、指名評議員および指名理事については、年代、地域、ジェンダーなどの各要素を総合的に勘案して選任することとした。そして、以上のことは評議員会および総会に報告された。

④2002 年秋の理事会において、4 選禁止条項は当面適用しないことを決定し、これは評議員会および総会に報告された。

⑤2004 年秋の理事会において、評議員と理事の兼任を原則として禁止する、ただし、理事長、常務理事および監事は例外とすることを決定し、これは評議員会および総会に報告された。

### (2)理事・評議員選任についての理事会と評議員会の関係

①寄付行為は以下のように規定している。

「17 条 理事および監事は、評議員会において、評議員の中から、これを互選する。

24 条 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを委嘱する。

25 条 評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、左の事項について助言する。

1. 寄付行為の変更に関する事。
2. 歳入出予算に関する事。
3. 決算および事業執行状況の報告に関する事。
4. その他、理事会において、必要と認められた重要会務に関する事。」

②既述のとおり、理事および評議員の選出に関する内規は、1994 年春の理事会において決定された。この 4 条1項但書では「四期連続して留任することは認めない」と規定しており、理事および評議員の4選を禁止している。しかし、1999 年および 2002 年秋の理事会においてこの4選禁止条項は当面適用しないことが決定された。

③理事の選出は、寄付行為 17 条によれば、評議員会の決議事項である。その点からすると、理事の選出に関する内規、あるいは、内規の一部の適用停止を、理事会単独で決定することができるかという問題があり得る。これについては、評議員会はそもそも助言をする機関である(寄付行為 25 条)ので、内規の作成などの権限は一元的に理事会にあるのであり、さらにまた、理事会の決定の後、評議員会で報告しているの、それにより了承されていると解することができる。理事会が決定した内規により実際に理事を選任する権限は、いうまでもなく評議員会にある。

## 7. 学会の財政状態

### (1) 財務状況について

①国際法学会の財務状況は、平成 18 年度、19 年度とも緊縮的な支出の結果、黒字決算となり、平成 19 年度決算では、1900 万円の繰越金を計上した。②学会の収入は、学会員からの会費収入と『国際法外交雑誌』の販売収入からなるが、学会費の納入率が平成 18 年度までは約 80%であり、他学会に比べても低かったので、平成 19 年度は納入率を上げるよう学協会サポートセンターとともに取り組み、結果として納入率を約 88%までに上げることができた。③『国際法外交雑誌』の販売収入は、外務省の買い上げ(110 万円)と有斐閣の販売(230 万円)に依っている。外務省の買い上げ冊数は減少傾向にあり、この収入分について恒常的な収入と考えることはできない。また、有斐閣の販売額は頭打ちであり、収入の拡大は見込めない。④収入では、平成 18 年度、平成 19 年度とも、科学研究費の刊行助成(200 万円および 210 万円)を獲得することができたことが大きい。

### (2) 課題

①収入では、科学研究費の刊行助成、外務省の買い上げ、有斐閣の販売に依存している部分が多く、どれも今後安定的に得られる収入ではない。つまり、確実な収入源としては会費しかない。実際、納入率が向上したにもかかわらず、学会収入は減額している。会費以外の収入がなくなった場合、現在の緊縮的な支出であっても赤字になることが危惧される。このため、今後の学会運営、事業計画の円滑な実施に備えるため、緊縮的な財政を続けてきている。

②文部科学省の法人実地検査では、内部留保率が約 130%あるので適正值(30%)まで下げることが要請された。法人化に備えるとする内部留保を下げる努力をすることが望ましいが、他方、収入源の不安定さから、ある程度の留保を備えておくことも今後の学会の発展のためには必要である。③以上を考慮して、現在、内部留保をどのように下げていくのがよいのか、その方策を検討中である。

## 8. 公益法人問題

公益法人問題については、2008 年 5 月 9 日の理事会において、法人問題検討委員会を正式に設置することが承認されたので、この問題の審議は当該委員会において行われることになった。

## 9. 今後の課題

- ①これまで行われてきた、もろもろの改革をいかに会員に周知し、活用してもらうか。
- ②「公益法人問題」として、近々学会の組織体制を根本的に変更することが不可避の状況のなかで、学会組織の根本的な変更前に、現行の規則の枠内でなお新しい改革案はありうるか。

## 2. 学会改革検討委員会に宛てられた提言

### (1) 島田征夫会員らの提言

#### 国際法学会改革検討委員会中間報告書に対する提案

「理事および評議員の選出に関する内規」第4条第1項「ただし」書きの厳守を提案します。

以下、理由を申し述べます。

まず、本提案は、貴委員会の中間報告書の4頁下から11～6行目：「③2001年春の理事会において、4選禁止条項について、評議員・理事の指名制度・・・を活用して、条項適用の趣旨に即した結果を得られるよう運用上努力し、それが十分でないときに改めて廃止を検討することを決定した。すなわち、選任評議員および選任理事については、投票により選任されていることから4選禁止条項を適用せず、指名評議員および指名理事についてのみ適用するという決定である。」に関する要望です。（同じ趣旨は、国際法外交雑誌第100巻3号254頁参照。）

よく見ると、上記国際法外交雑誌の記事は12行にもわたる文章であるが、上記引用文の③は、最後の4行のみを再録したにすぎず、それより前は、理由なく削除されています。

さらに、上記引用文の「すなわち、」から2行下の「・・・適用するという決定である。」までは、上記国際法外交雑誌の記事にはなく、貴委員会の独自の判断で今回の中間報告書に初めて入れられたものと察します。

また、上記「すなわち」で始まる文章の次の部分、「選任評議員および選任理事については、投票により選任されているということから4選禁止条項を適用せず、指名評議員および指名理事についてのみ適用する」について、従来「選任」と「指名」の区別を評議員にも理事にも明示してこなかった点、問題が残ります。2003年の選挙の際にも、選任と指名とを区別する記述は見られません。（最近の2006年10月6日の「次期理事・監事」と題する[評議員会]資料参照）

貴委員会が、「公平性と透明性」の観点からの改革をめざし、「現在までに行なわれてきた改革を一般会員にいかに関知させるか」を任務とするならば（2頁の「経緯」より）、中間報告書4頁の下から8行目の「すなわち、選任評議員および選任理事については、投票により選任されていることから4選禁止条項を適用せず、指名評議員および指名理事についてのみ適用するという決定である。」の文章は、上記の理由により、一般会員に不必要な誤解を与えるおそれがあると思われますので、削除し、内規第4条第1項ただし書きの厳守を要望します。

2008年7月26日

北村泰三

久保敦彦

古賀 衛

島田征夫

高井 晋

林 司宣

広瀬善男

三好正弘

宮崎繁樹

山下泰子

山村恒雄

米田富太郎

## (2)大沼保昭会員の提言

国際法学会の理事・評議員のみなさま(Cc:島田さまほか、提言をなさった方々)

国際法学会理事 大沼保昭

お変わりなく教育・研究に励んでおられることと存じます。

先日来、島田教授ほかの会員の方々から提言(以下、「提言」)が送付されて参りました。その事実認識と将来への提言の双方について、私はその趣旨には賛成ですが、必ずしも見解を共にするものではありません。ただ、私自身、国際法学会、ひいては日本の国際法学の将来に強い危機感を抱いており、これまで多くの方々との意見を交換し合ってきました。今回の「提言」は、一面で私の危機感を裏書きするものであり、他面において、理事・評議員のみならず、多くの学会員――特に若手・中堅の世代――が真剣に国際法学会、ひいては日本の国際法学のあり方を考え、主体的に学会と学問に取り組むたいへん良い機会を提供してくれたのではないかと、思います。

「提言」については、10/5の理事会で真剣に意見を交換し、制度改革を模索することが求められると思います。同時に、国際法学会が直面する最大の問題は、学会の制度もさることながら、若手・中堅の研究者の学会への主体的・積極的な参加意識・姿勢の欠如、さらに学問上の多様で活発な学説の展開と相互批判の欠如にあるのではないかと、思います(これ自身、学会の制度の問題にかかわっていますが)。とすれば、ことは理事会だけの問題でなく、評議員、各種委員会委員、さらに学会員すべてが真剣に考えるべき課題であると思います。その意味で、「提言」に記された【問題点】と【提言】のみならず、学会と国際法学の現状と未来に関する多様な意見がさまざまな場で話し合われ、そうした活発な論議の結果が、今後、国際法外交雑誌への積極的な投稿、学会報告への企画や意見の提出などのかたちで活かされ、実現されるべきものと考えます。

私自身、10/5の理事会で理事として下記のような論点を提起したいと考えておりますが、理事会の時間は限られており、また、理事会での議論は理事以外の方々には非公開となってしまう。「提言」のみならず、私の意見や、島田さんたちのもとに届いているであろうさまざまな意見も含めて、学会のあり方への意見は公のものであり、理事の方々のみならずすべての学会員に明らかにし、できるだけ多くの会員に主体的に考え、議論していただき、学会への主体的なかかわりをもっていただくことが大切であると考えます。そこで、何人かの方々とも御相談して、私の考えを下記のようなかたちで理事・評議員のみなさまにお送りすることにいたしました。

1 島田さんたちの提言にある一般的な考え方については私も賛成であり、私が御相談した方々も同意見でした。他方、私は、「提言」に示された方向に向けて歴代執行部はそれなりに努力を重ねてきており、投稿原稿の査読制度にせよ、大会の分科会方式にせよ、制度としてかなり実現はしてきた、あるいはしつつある、と考えております(これは御相談した多くの方々の意見でもあります)。特に、国際法外交雑誌に書評論文が掲載されるようになったのは、国

際法学会がまともな「学会らしい学会」になってきたという意味で大きな改善であったと思います。選挙の投票率が低いのは残念なことです。これも、学会の大会出席者の大半が投票していれば問題は改善されていたろうと思います。

2 根本的な問題は、国際法外交雑誌が投稿原稿の査読制度を採用し、総会でも編集主任が毎回投稿を呼びかけているのに投稿者が少なく、大会での投票も繰り返し執行部が大会出席者に投票を呼びかけているのに投票者が少ないという、学会員一般に見られる消極姿勢にあるのではないのでしょうか(これも多くの方が同意見でした)。学会がいくら制度を変え、執行部がいくら積極的な投稿を求めても、「笛吹けど踊らず」という、若手・中堅の側に見られる学会への主体的な参加意識の欠如が最大の問題であり、この問題を解決できない限り、学会、ひいては日本の国際法学の将来は暗いのではないかというのが、私(を含む多くの方々)の大きな懸念です。

3 私は、学会の活性化と日本における国際法学の発展と向上には、(1)国際法外交雑誌への投稿原稿の奨励と国際法外交雑誌や他の学術誌・著作上での学問的な相互批判の活発化(この意味で書評論文の制度が採用されたのは特筆すべきことであり、書評論文執筆者はくれぐれも問題提起的・刺激的な書評論文を書いていただきたいと思います)、(2)学会報告についても公募制を一定程度実施する(一般会員からの分科会企画の提案や、研究連絡委員会が決めた企画への報告者としての応募制度の実現と、実際の応募の奨励)、(3)アメリカ国際法学会や日本の国際政治学会に見られるようなインタレスト・グループによる日常的活動と、学会の場におけるこうした「小分科会」の組織化(昼休みや2日学会の場合半日程度を使った4-8程度の小分科会の同時進行。こうした企画提案は上記(2)による)、(4)日本の国際法学者による欧文雑誌への投稿とその奨励、それを若手・中堅の未経験者に試みてもらうための経験者からの助言・指導のシステム化、(5)年数回の郵便、最低限学会員のメールアドレスを利用した学会執行部からの定期的なニュースレターの発送や随時の研究会、シンポジウム、講演などの紹介と通知、さらに個々の学会員からのそうした研究会活動、シンポ、講演などのお知らせのニュースレターへの配信、主要大学や地域で行っている研究会活動の相互連絡と提携(随時の共同研究会や海外の訪日者による講演等のお知らせなど。手始めは、学会のHPで行っている公開学術研究会インフォメーションをニュースレターに掲載するだけでも良い)などが必要ではないか、と考えるようになりました。

4 また、これまでの大会報告者の選定、国際法外交雑誌への論考の掲載などは、概ね公正に行われてきたのではないかと考えておりますが、会員の中にはそうした印象をもっておられない方がかなりおられることも否定できません(私が御相談した方々の間でも、この点については意見が分かれました)。また、選挙の投票率がきわめて低く、理事会の構成において一部大学出身者の割合がきわめて高く、4期以上の理事が含まれている(私自身この範疇に含まれており、たいへん申し訳なく思っております)ことなどは、そうした結果を避けようという歴代執行部の努力にもかかわらずそうしたかたちになってしまっており、それが一定の会員の方々から公平性と透明性に関する疑問を抱かれる一因となっていることも否定できません。残念なことであり、何らかの制度的な改革は確かになされるべきものと考えます。

5 ただ、学会は研究者が切磋琢磨して学問の進歩と向上をはかる場のはずです。「提言」にある「現在の学会報告の方式で年 2 回の研究大会を継続すれば、研究大会で全員が報告できるまで、約 50 年近くかかる」「1000 名以上の会員が今のままで寄稿すると、全員が寄稿するには、30 年以上かかる」といった発想が、学会の基本的あり方として適当なものかという点については疑問があります。アメリカ国際法学会が一時、学会の民主化・公平化という観点から、一度報告した人の次回報告はかなり間をおいてからでないと報告できないというように制度を「改革」したところ、報告のレベルが落ちてしまい、学会員からも不評で、そういう制約を緩和した、ということがあったかと思えます。このことは、学会というものの基本的な存在理由を考える上で示唆的です。また、研究大会で分科会を増やすという方向自体は正しいと思いますが、「全体会は、記念講演や外国人の招聘講演等特別な場合とする」というのは行きすぎで、全体会、中程度の分科会を2-4程度、小分科会(インタレストグループの研究発表会合)を4-8程度、という大中小の組み合わせが望ましいのではないかと考えております。

以上の観点から、「提言」の①「公平性」を確保するための提言のうち、学会報告についての【問題点】②には概ね賛成です。また、学会報告についての【提言】①と③、国際法外交雑誌についての【提言】①(これは原則として現在もとられている考え方だと思います)と②には、基本的に(細かな点について多少の違いはありますが)賛同いたします。②「透明性」を確保するための提言のうち、評議員および理事に関する【問題点】については、多くの点で問題意識を共有いたしますが、その改善のための具体的提案がどの程度実効的かについては、全学会員に従来の経緯を知っていただいた上で制度改革を試みるべきであると考えます。たとえば、【提言】①はやってみる価値があることでは(以前はこの方式だったと思います)、これも一般会員の学会への主体的な参加意識がなければ、せっかくお金をかけて実施しても、結果は現在と大差ないことになりかねません。また、4期以上の理事についての【提言】②は正当な御意見と思えますが、学会の円滑な運営も必要であり、半数程度の入れ替えにとどめ、残りの半数は次期に入れ替えるといったかたちにすべきではないか、と思えます。なお、【提言】⑤の理事と評議員の一体化は組織、特に財団法人として疑問であり、⑥(3)とも矛盾すると思えます。理事を減らした上評議員を廃止することは、学会員の多様な声の代表性を損なうことになるのではないのでしょうか。

研究者の集まりとしての学会は、何よりも多様な研究者が学問的刺激を得、切磋琢磨して自己の学問的向上に利用し、全体として学問の発展に資すべき場であると信じます。ただ、学会がそういう使命を果たすには、学会員から、学会がそうした原則で運営され、良い研究結果を出せば報告や学会誌への掲載の機会が与えられるという信頼感をもってもらうことが必須の条件となるでしょう。学会が1000名の巨大な学会になってしまった以上、そうした信頼感をすべての学会員にもってもらうのは困難ですが、若手・中堅の学会への主体的参加意識の欠如の一因がそうした信頼感の欠如にあるとすれば、それを解くために力を尽くすことは執行部、理事、評議員の重大な任務であると考えます。

国際法学会が古い伝統をもつ学会であっただけに、学会報告の公募と分科会方式の導入、学会誌の投稿原則制と査読制の制度化など、「学会らしい学会」への転換をはかる上で、歴代執行部の努力にもかかわらず、隣接学問の学会（たとえば国際政治学会）や海外の学会（たとえばアメリカ国際法学会）に比べてスピードが遅く、改革がきわめて不十分であることは確かです。理事長以下の執行部と理事会には、全力をあげて類似の学会並みの制度を整備し、学会員の信頼を回復し、確保する重大な責務が課せられていると思います。そうした「学会らしい学会」となるための改革への理事長・執行部のリーダーシップを学会員は切望しており、必ずや多くの学会員の支持が得られるものと信じます。

他方、制度改革で改善できる部分に限界があることも否定できず、多くの学会員に意識改革を実行していただくことも必須の課題かと思えます。たとえば、査読制が採用されているにもかかわらず投稿原稿が増えないのは、公正に審査してもらえるのかという不安・信頼感の欠如と共に（むしろそれ以上に）、「落ちたら恥ずかしい」という心理が根強いという事情もあるようです。しかし、投稿原稿が採用されないという経験は、著名な学者を含む世界中の研究者にとってごくあたりまえのことです。私自身、これまで AJIL をはじめ多くの欧文雑誌に投稿原稿を送っては「落ちて」おり、そのことは自らの学問を振り返る上で貴重な機会でした。また、国際法学会100周年の論文集はもとより、私がかかわってきた『資料で読み解く国際法』の執筆者にせよ、有斐閣の条約集の翻訳者にせよ（編集委員は出版社の方針により出身大学は限られています）、多様な大学の出身者であり、そうした広範な学会員の協力があればこそ、質の高い資料の収集と解説、翻訳ができた、と信じております。学会全体ができるだけそうした多様性に立脚した高度の質を追求し、実現できるよう、理事長はじめ理事の方々、評議員などシニアの方々が、若手・中堅の方々にこれまで以上に働きかけて彼（女）たちの主体的な参加意識を引き出すことが何よりも大切なのではないかと考える次第です。